

(新旧対照表) 公益財団法人千葉市教育振興財団ストレスチェック実施要領

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この要領は、理事長が公益財団法人千葉市教育振興財団(以下「財団」という。)の職員として採用した次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 正規職員</p> <p>(2) 契約職員</p> <p>(3) 公民館任期付常勤職員</p> <p>(4) 非常勤嘱託員 のうち、おおむね1年以上継続して勤務する見込みがある職員であって、週当たりの勤務時間が29時間以上である者</p> <p>第3条～第35条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この要領は、理事長が公益財団法人千葉市教育振興財団(以下「財団」という。)の職員として採用した次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 正規職員</p> <p>(2) 契約職員</p> <p>(3) 公民館任期付常勤職員</p> <p>(4) 非常勤嘱託員 <u>及び非常勤職員</u>のうち、おおむね1年以上継続して勤務する見込みがある職員であって、週当たりの勤務時間が29時間以上である者</p> <p>第3条～第35条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和4年9月1日から施行する。</u></p>